平成２５年（フ）第５４４０号
東京都八王子市台町１丁目23―10―407
債務者　中村　博美
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４２号
神奈川県藤沢市稲荷１丁目２番１号
債務者　植野　　剛
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３４９号
東京都足立区西新井２丁目29―８―101
債務者　塩田　義廣
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８８７号
東京都江東区南砂２丁目３―１―450
債務者　大川　春美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９２６号
東京都品川区東大井２丁目25―19―202
債務者　川島　洋子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１４８号
東京都江戸川区船堀４丁目12―21―504　セレーノ船堀
債務者　佐川　晉彌
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１６８号
東京都文京区関口２丁目７－３―201
債務者　鈴木真希夫
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２４号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西20―602
債務者　藤原千賀子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８３９号
横浜市鶴見区潮田町１丁目77番地
債務者　八木　芳美（旧姓川原田）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０９号
川崎市高津区二子６丁目11番12号　メゾン高津205、前住所川崎市高津区溝口３丁目１番12　602号　ヒロベマンション
債務者　東島　史門
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
愛知県豊田市下林町３丁目21番地２　シティハイムクロカワ103号
債務者　佐藤　一幸
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
北海道帯広市西22条南４丁目13番地４
債務者　福原　　舞
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
北海道帯広市西２条南４丁目14番地
債務者　今井　　勇
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１８７９号
大阪府守口市豊秀町１丁目１番11―301号
債務者　式田　真澄
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３１７号
大阪府東大阪市西上小阪14番13号
債務者　田中　照久
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４号
沖縄県うるま市与那城伊計187番地　伊計団地101
債務者　岩﨑　智子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部